



## 新潟県作業療法士会ニュース

朱 鷺  
TOKI NIIGATA

No. 8

## 自動車運転という作業を失うとはどういうことか？

新潟医療福祉大学 作業療法学科 外川 佑

私は、以前は、少しでも危険性があるドライバーは基本的には運転を控えた方がいいと考える立場の人間であった。少々、生々しい話になるが、実は、私は3年ほど前に心室細動で死にかけてたことがある（正確に言うと15分の心肺停止…、今考えると、良く生きてたなと思う…汗）。それ以来、私の身体の中にはICD（AEDのようなもの）が埋め込まれ、その後1年間運転免許が停止処分となった。それ以降、移手段だけではない自動車運転の重要性が自身に重くのしかかってくる。まず、はじめに気づいたことは、移動した先で、自身が望む時間で自身のやりたい作業ができなくなっていることである。家族の父親としての役割、職場の中での役割の一端を失い、途方もない無力さを覚え、気づいたら妻と言いつ争いになっていたこともあった。恐らく、高齢ドライバーが自動車運転をやめた方が良いと言われ、家族の間で揉めることが多いのは、移手段としての問題だけでなく、自身の役割やアイデンティティが否定されたという部分が大きいのであろう。自分は何も悪いことはしていないのに…。さらに、興味深い文献として、自動車運転をやめたことをきっかけに健康関連QOLが加速度的に低下するというデータが欧米で示されている。恐らく、あの時期の私の健康関連QOLは低かったであろう。

幸いなことに、私は、バスとロードバイク（自転車）を使い分けて通勤し、教員としての社会的役割をそのまま維持することに成功した。時々不便を感じることもあるが、ロードバイクで通勤をしているせいか健康診断の数値は年々良くなっている。そして、学生との話のネタの一つにもなっている。お気づきでしょうか？私は現在の移手段に新たな付加価値をつけることができたのである。

自動車運転という作業に関わる作業療法士として、私見を述べるが、自動車運転評価で運転が可能か不可能かという問題は確かに重要である。しかし、運転再開の可否判断は運転免許センターが最終的に判断する。そのことから考えると、運転再開可否判断という部分を意識しすぎて、作業療法士は対象者の自動車運転の背景に潜む、文脈や役割、アイデンティティに関しては盲目的になっていないだろうか？そして、もし仮に自動車運転という作業を失った場合、何で埋め合わせられるか、そして埋め合わせる作業に本人が付加価値を見出せるよう関わる必要がある。

新しくなった作業療法の定義の中に、「作業とは、対象となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為を指す。」との一文がある。会員諸氏には、自動車運転について、作業療法士の立場から自身に何ができるかを今一度考えていただきたい。

## 作業療法の臨床実習が変わります

臨床実習推進委員会 担当理事 能村 友紀、北上 守俊

平成30年10月5日付で、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（以下、指定規則）の一部を改正する省令が文部科学省と厚生労働省から通知がありました。この指定規則の改正に伴い、理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン（以下、ガイドライン）が定められました。指定規則では作業療法士の学校養成施設のカリキュラムの変更について定められており、中でも臨床実習に関する内容が大きく変更になります。今回の改正では、通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習が40時間（5日間）以上行うことが必修となる点や臨床実習指導者要件や臨床実習方法等について定められました。この改正は、2020年4月1日から施行になります。

下記にガイドラインに定められた臨床実習に関する事項について、一部抜粋した内容を記載いたします。なお、指定規則ならびにガイドラインに関する通知は、日本作業療法士協会ホームページに掲載されていますのでご確認ください。

### 実習施設に関する事項（ガイドラインから一部抜粋）

- 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり、かつ次のいずれかの講習会を修了した者であること。
  - ・ 厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会
  - ・ 厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会
  - ・ 一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修
- 実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は2対1程度とすることが望ましいこと。ただし見学実習及び主たる実習施設で行う実習については、この限りではないこと。
- 見学実習については、養成施設の教員及び臨床実習指導者の要件を満たしていないが免許を受けた後5年以上業務に従事した者を指導者とすることができる。
- 養成施設は、以下の要件を満たす主たる実習施設を置くことが望ましいこと。
  - ア 養成施設の附属実習施設であること、又は契約により附属実習施設と同等の連携が図られていること。
  - イ 実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに、実習効果を高めるため討議室が設けられていること。
  - ウ 実習生が閲覧可能な専門図書（電子書籍でも可）を有しており、実習生が学修する環境が整備されていること。
  - エ 原則として養成施設に近接していること。
  - オ 理学療法士、作業療法士の継続的な教育が計画的に実施されていること。
  - カ 複数の症例が経験でき、診療参加型による臨床実習が行われていること。
  - キ 臨床実習指導者のうち1人は、厚生労働省が指定した専任教員養成講習会を修了した者、又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者であること。
- 臨床実習の方法について、評価実習と総合臨床実習については、実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う診療参加型臨床実習が望ましいこと。
- 臨床実習の実施にあたっては、臨床実習前の学修と臨床実習が十分連携できるように学修の進捗状況にあわせて適切な時期に行うとともに、多様な疾患を経験できるように計画することが望ましいこと。
- 実習施設には実習を行ううえに必要な機械器具を備えていること。
- 臨床実習施設の設備として、実習施設は、臨床実習を行うのに必要な設備（休憩室、更衣室、ロッカー、机等）を備えていることが望ましいこと。

## 学校支援モデル事業をはじめます！

担当理事 伊 東 紀 子

委員長 宮 内 恭 子

9月15日・16日に日本作業療法士協会（制度対策部障害保健福祉対策委員会発達障害児支援班、教育療育支援推進チーム）の後方支援を受け、「学校を理解して支援ができる作業療法士の育成研修会」を開催し、26名の県士会員の皆様からご参加いただきました。研修会の内容の一部と学校支援モデル事業について報告します。

### 1. 特別支援教育について～新潟県の現状～

- 平成19年、学校教育法が改正され、特別な場で指導を行う「特殊学級」から、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」へと転換されました。
- 新潟県は、特別支援学校が全37校と多く、市町村独自で特別支援教育を進めていこうという流れもあり、市立が10校を占めています。さらに、平成29年度から30年度の1年間で、小・中学校の特別支援学級は107学級増設され、特別支援教育を受ける児童生徒は増加傾向にあります。

### 2. 期待されている作業療法士の役割

- 対象児への直接支援ではなく間接支援（コンサルテーション）が求められます。
- 学校は、児童・生徒が教育を受ける場であり、教育ができるのは教員のみです。
- 作業療法士は、明日から教員が対象児に実践可能な具体的で即効的な支援の提案をする必要があります。

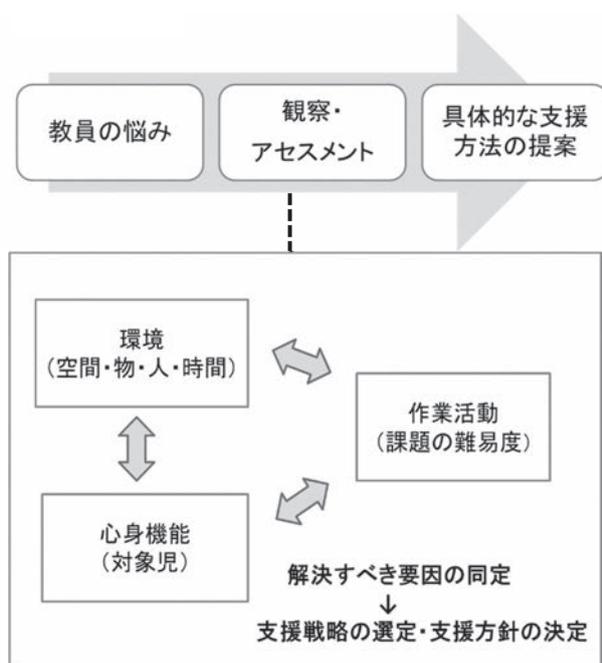


図1 学校における支援プロセス

### 3. 学校支援モデル事業について

委員会では、学校からの相談を受け付けるための窓口を県士会ホームページ上に開設しました。また、学校で作業療法士を活用してもらえるよう、12月中にリーフレットを新潟県教育庁及び各市町村教育委員会・特別支援学校へ配布します。

今年度、学校から支援依頼があった場合、委員が中心となって対応し、事例を積み上げていきます。また9月の研修会に参加してくださった方にもお声掛けし、委員と一緒に学校へ同行していただくことで、現場での見学研修もあわせて実施していきます。来年度以降も今年度のような研修会を行い、学校支援に興味がある方の人材育成を行う予定です。

# 普段の関わりの中でできる災害支援について

ゆきよしクリニック 坂田 香奈恵

東日本大震災では、障がい者手帳を持つ人の死亡率は全住民の死亡率の2倍に上ったといわれています。障がい者や高齢者が避難するには様々な障壁がありますが、普段の関わりの中で解決できることも多くあります。みなさんは担当している方の避難方法を知っていますでしょうか？今回は普段の関わりの中でできる災害支援について、ご紹介させていただきます。

## STEP ① 必要な情報を提供する

### 【避難の流れ】

平常時に準備する



避難所へ移動する



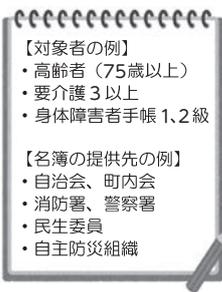
避難所で過ごす



### (1) 災害時要介護者支援制度への登録

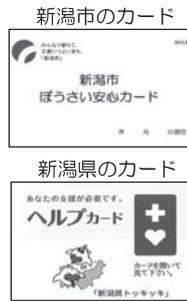
避難に支援が必要な方の名簿を作成し、災害時に地域での助け合いや公的機関の救助に役立てるもの  
★必ず支援が行われるわけではないため注意

#### 【利用の流れ】



### (2) ヘルプカードの活用

支援が必要であることを伝えるカード  
病気や薬、支援してもらいたいことを記載  
★市町村により名称が異なるため要確認



カバンに付けるなどして常に持ち歩くようにする



新潟県もヘルプカードを作成しました年内に配布予定！！

## STEP ② 避難方法を検討する

### (1) 避難所の確認

自宅から避難所までの距離や道順を確認  
(避難所は各市町村のHPなどで確認できる)  
★インターネット地図の距離測定機能などを使用



例：google map の場合

- ①「ルート・乗り換え」をクリック
- ②自宅の住所と避難先の名称を入力
- ③徒歩のマークをクリック

### (2) 避難所までの移動手段の検討



#### 自力で避難できる場合

- ①避難所までの移動形態の検討
- ②移動時間を評価
- ③避難のタイミングも相談

#### 介助が必要な場合

- ①介助者の有無や在宅時間などを確認
- ②必要に応じて「災害時要介護者支援制度」や近所の人へ支援の依頼を行う



## STEP ③ 避難所で過ごすために必要な物品を提案する

(1) 和式便座が困難な方 (2) 音や光が気になる方 (3) 嚙下に問題がある方 (4) 意思伝達が困難な方



簡易トイレやオムツ、尿器など



耳栓やアイマスク、使い慣れたタオルなど



普段使用している食品や災害用嚙下食など



絵カードやノートなど

災害支援と聞くと特別な印象がありますが、普段の関わりの中でできることは沢山あります。自分自身で行う「自助」、公的機関が行う「公助」、地域のコミュニティである「共助」。これらの情報を適切に把握し、必要な方へ提供すること。また障がい特性や能力を評価し、避難方法や避難所生活について検討することもセラピストの役割であると思います。障がい者や高齢者などが災害時に取り残されることのないよう、平常時から災害についても意識を向けていきましょう。

# 新潟市「茶の間の展覧会」が開催されました！

地域包括ケアシステム推進事業(新潟市茶の間派遣事業)

委員長 笹川 裕美子



パネル展の様子

10月2日～8日、東区役所ロビーにて新潟市主催の「地域包括ケア推進モデルハウス活動紹介パネル展」が開催されました。

市内8区9カ所のモデルハウス（地域の茶の間）へ会員が毎月訪問し、地域住民の生活相談や住民主体の茶の間運営について一緒に考えながら、地域住民の自立支援（自助）やお互いに支え合える地域づくり（互助）に取り組んでいます。

展覧会に向けて各区の支え合いのしくみづくり推進員、地域住民、作業療法士がアイデアを出し合い、各モデルハウスの活動紹介パネルを作成しました。本紙面で全てご紹介できないことが残念ですが、県士会HPに力作揃いの全パネルをアップしますので、各モデルハウスの様子や雰囲気、作業療法士の活動をぜひご覧ください！

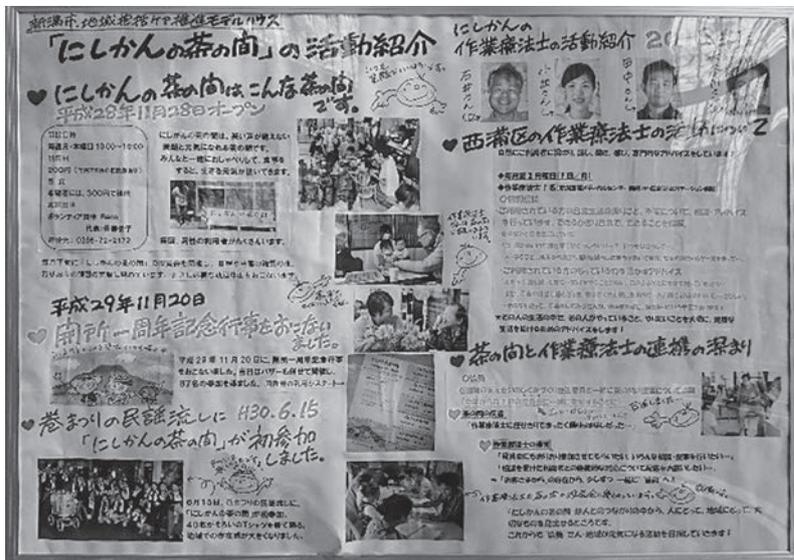


北区「松浜こらぼ家」

中央区「しもまち笑顔の家」



西蒲区「にしかんの茶の間」



# 車椅子の紹介

介護老人保健施設 越南苑 原 周平

今回は、ミキの「自操用横乗り車椅子 ラクーネ2」を紹介します。

## <使用方法>

- ① アームレストについているレバーを引き、跳ね上げます。
- ② アームレストを最後まで跳ね上げる事で駆動輪が後方へ移動し、ブレーキがかかります。
- ③ サイドガードを横に倒しボードを引き出し、ベッドにつけます。



駆動輪が後方へ大きくスライドする為、移乗の際に邪魔になりにくくスムーズに移乗することができます。ボードを使用することで持ち上げる必要が無く介助者、対象者共に移乗時の負担の軽減が可能です。実際に体格の良い方にも使用していました。

対象者の理解があいまいな場合は、協力が得られにくく、恐怖心もあり介助量の軽減には至りませんでした。また、操作がいくつか必要な為、使い慣れるまでに少し時間がかかりました。

## 日本作業療法学会での発表を終えて

総合リハビリテーションセンター みどり病院 本間 健太

9月7日～9日、名古屋国際会議場において第52回日本作業療法学会が開催され、私はポスター発表で参加させて頂いた。発表では、ポスターを見に来て頂いた方に対して、取り組みを説明したり、事例の今後について話し合ったりすることができ、有意義な時間を過ごすことができた。しかしながら、全国の発表内容は、自身の発表と比較し、きめ細かく丁寧な臨床と、的確な評価、客観的な分析がされており、まだまだ突き詰めていかなければと感じた。

今年の学会テーマは「根拠に基づいた作業療法の展開」ということで、様々な分野でガイドラインを参考に、客観的なデータを用いた発表が多くなってきている印象を受けた。一方で、生活行為向上マネジメントの推進や作業療法の定義が改訂されたこともあり、「意味のある作業」に焦点を当てた介入や研究もたくさんあった。結果に対して、それが本当に作業療法による介入（マネジメント）の効果なのかどうかは、よく考えなければいけないと感じた。

学会は、作業療法の動向を知るだけでなく、様々な作業療法士と出会い、刺激がもらえる場だと感じた。来年も発表できるように準備を進めたい。

## 健康寿命延伸フォーラムへ参加しました

広報部 地域向け広報委員会

11月4日に健康寿命延伸フォーラムに参加しました。広報部では「認知症なんでも相談」として、MMSEを用いた認知症チェックと認知症にならないためのよろず相談を行わせて頂きました。参加された皆様からは認知症についての正しい知識が聞けて良かった、生活を見直すいい機会になったなど、嬉しい声も頂戴することが出来ました。



## 平成30年度 第3回理事会 議事録

日時：平成30年9月22日（土）13：30～17：30

会場：新潟県作業療法士会事務局

出席者：四方、児玉、菊入、貝淵、一ノ本、伊東、尾崎、門脇、北上、佐藤、高頭、松本、村山、吉井、石井(以上理事)、水越、横田(以上監事)、片桐(書記)

欠席者：小山、松岡、能村(以上理事)

### 〈報告事項〉

#### 1. 会長報告

保護観察所職員と面会。第1回運営連絡協議会が近日開催予定。

#### 2. 事務局報告（別紙事務局報告参照）

##### (1) 会員管理（平成30年9月21日現在）

会員数995名（休会48名含む）：

入会5名、復会1名、休会0名、退会0名 ⇒承認

##### (2) その他

- ・事務局：局員退職に伴い開局時間変更可能性。
- ・県士会費・協会費の一括納入：協会より、現況調査に基づき、改めて方法の整理、全士会の同意など手続きあり、しばらく時間がかかる。

#### 3. 理事報告（別紙活動報告書参照）

村山理事：[専門職協議会] 6職種派遣調整委託の予算化と事業検討の報告。下半期、地域ケア個別会議助言者育成の研修予定。

[介護予防のための地域ケア個別会議・助言者リーダー研修] 県主催で開催しているがアドバイザー育成が不十分にて、改めて強化する方針。

[地域ケア個別会議アドバイザー] 手引き作成WG年度内に完成予定。

貝淵副会長：[災害対策委員会] しんあい園・笹川OTからの岡山・倉敷 JRAT参加報告実施。

菊入副会長：[精神分野推進委員会] 平成30年度県自立支援協議会精神障害者地域支援部会・人材育成チーム全体会研修会概要報告。例年並み計画。

[地域包括ケア支援専門職協議会] 合同研修会打ち合わせ会議に参加。6職種人材育成研修と県民向けフォーラム開催予定だが詳細は未定。

能村理事：[臨床実習検討委員会] MTDLPを活かした診療参加型実習の指導方法研修に参加。

診療参加型実習（クリニカルクラークシップ）にてMTDLPを活用し実施していく方針。課題とし

て2年後までMTDLPの普及に不安あり。

高頭理事：[学会運営委員会] 査読結果通知書など作成中。目標演題数、今年度30、来年度50題。

[小千谷市・認知症と介護民講座] 県士会小千谷支部OTによるデイホームでの活動報告とOTの効果について発表。

佐藤理事：[現任ホームヘルパー研修] 8/25開催 貝淵副会長が講師。20名の参加。9/1開催 佐藤理事が講師。28名参加。

北上理事：[高次脳機能リハビリテーション講習会] 30年度高次脳機能障害リハ研修会に実行委員として参加。参加者70名あり。

松本理事：[福祉用具対策委員会 IT] 準備段階。

尾崎理事：[広報戦略委員会] 新パンフ作成中。作業療法の専門性を明確に提示して地域包括ケアシステムにおける活用を行政、関連職種に向け提案する内容。A3二つ折り。新パンフは、自治体、一般に配布予定。2万部印刷し3年使用予定。

[健康寿命フォーラム] 11/4健康寿命延伸フォーラムブース出展予定。

伊東理事：[特別支援教育委員会] 人材育成研修開催。30名参加。教育庁より講師。今後、関係機関、特別支援学校へリーフレットを配布予定。

#### 4. 協議事項

##### (1) 財務部 予算案及び事業計画について

予算案・事業計画フォーマットと作成の説明

予算案には会議回数記載、支出内訳は根拠を記載。現金を支払った場合は「諸謝金」に。チケットなどは「講師交通費」とする。

10/4業務執行理事で予算配分検討、それをもとに事業計画・予算案を作成。12/10最終締め切り。

##### (2) 公益社団法人移行記念式典について

式典概要確認、内容、役割の検討

##### (3) 会員名簿について

目次つけ、養成校、上・中・下越 さらに市町村ごとの見出しをつける。

##### (4) 災害派遣要請、支出について

岡山JRAT派遣は、JIMTEF修了者個人宛に依頼あり。10万円超の立替え自己負担あった。領収書はJRATに提出済みだが、満額が戻るかは不明。不足分は支弁可能か協議。

→理事会での検討、承認ないため県士会事業として認められない。支弁しない。今後の災害派遣要請については、緊急性、地区、重要性を総合的に判断し理事会で判断する。

## (5) 三士会合同学会について

来年度実施する予定。

主 催：新潟県リハビリテーション専門職協議会

(学会長：PT士会佐藤成登志会長)

日 時：平成31年12月14日・15日

場 所：朱鷺メッセ

実行委員に児玉副会長、門協理事の2名  
を選出。

SAKAimed

急性期からの＊  
ハンドセラピーを  
お手伝いします。

\* スプリント \*

酒井医療株式会社  
新潟営業所  
Tel:025-278-4777  
www.sakaimed.co.jp

福祉・労災指定  
各種車椅子・座位保持装置・ベッド  
コミュニケーションエイド・福祉機器一般  
介護保険レンタル・介護住宅リフォーム相談

(株) G・T・B  
(オーエックス新越)

〒956-0017  
新潟県新潟市秋葉区あおば通2丁目28-27  
TEL 0250-25-2626 FAX 0250-25-7710  
<http://www.gtb-niigata.jp/>

## 義肢・装具・介護レンタル

ご相談ご用命は弊社にお任せ下さい。

社団法人 日本義肢協会登録・中部125号



(株)田村義肢製作所

〒950-1151 新潟市中央区湖南21番地11

TEL 025 281-0303

FAX 025 281-0339



介護用品、レンタル・販売  
リハビリ機器、医療機器販売

(株)いわしや  
悠久堂医科器械店

本 社 TEL 0258-47-1848

新潟営業所 TEL 025-284-6866

## &lt;協力賛助会員&gt;

酒井医療株式会社新潟営業所	〒950-0855	新潟市東区江南6-1-11	☎025-278-4777
田村義肢製作所	〒950-0911	新潟市中央区笹口2-10-16	☎025-245-0593
悠久堂医科器械(株)	〒940-2117	長岡市石動南町8-1	☎0258-47-1848
株式会社 G・T・B	〒956-0017	新潟市秋葉区あおば通2-28-27	☎0250-25-2626

## 公益社団法人移行記念式典が行われました!

平成30年10月21日(日)に新潟グランドホテルに於きまして、当会の公益社団法人への移行を記念した式典が執り行われました。

当日は、新潟県福祉保健部長様や新潟市福祉部長様を始め、県医師会や県PT士会、県ST士会といった関連職能団体の役員の皆様を来賓としてお迎えし、盛大な式典となりました。日本作業療法士協会の中村春基会長もお迎えし、当会のこれまでの活動と歴史、今後の指針を確認できたことで、協会ともより一層結びつきを深めることができたのではないかと思います。

また、余興として新潟医療福祉大学よさこい部のOT学生有志から踊りを披露してもらいました。OTを担っていく若者たちが息の合った勇壮な踊りで会場を沸かしてくれたことで、今後の医療・福祉の現場においてもOTは関連職種と手を取り合って協働していくことができるのだという何よりのアピールになった気がしました。公益社団法人に移行したということは、一職能団体というだけではなく、これまで以上に県民の皆様にとって有益となるような活動を展開していく責任と自覚が必要となります。役員一同皆様の規範となれるよう努力してまいります。一人一人の会員の皆様にもこれまで以上に当会へのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



広報委員会ではこちらに掲載する皆様の作業療法の成果を募集しています! Activityによる作品や利用者様との思い出の写真なんでもOKです! 少しでも興味のある方は下記の連絡先まで!! (次回発行は2月頃を予定しています)

### 新潟県作業療法士会事務局

〒950-0872

新潟市東区牡丹山3丁目1番11号 三森ビル301号

<TEL> 025-279-2083 <FAX> 025-384-0018

<E-mail> ot-niigata.toki4721@helen.ocn.ne.jp

### No. 8 2018年11月30日発行

発行責任者: 四方 秀 人

編集責任者: 尾 崎 生

発 行: 公益社団法人新潟県作業療法士会広報部

〒950-0983 新潟市中央区神道寺2-5-1

総合リハビリテーションみどり病院

印 刷: 株式会社 タカヨシ